

事業区域等の考え方について

Q 1.

事業区域の面積とはどこまでを指すのか。

A 1.

本条例における「事業区域」とは、太陽光発電設備を設置又は当該設備による発電を行う上で必要となる土地の区域であり、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に解放された道）から設備までの進入路（当該設備へのアクセスのために必要な管理用道路等）や敷地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）も含まれます。

Q 2.

継続的又は一体的に事業を行う土地とは具体的には。

A 2.

「継続的」又は「一体的」に使用する場合は一つの事業区域として取扱います。

「継続的」とは、

太陽光発電設備を、複数の工事に分けて段階的に設置していくものをさし、それら工事区域全体を一つの事業区域として取扱います。

「一体的」とは、

進入路や排水施設等の一部を共有する太陽光発電設備については、一つの事業区域として取扱います。

したがって、条例で定める一定規模（（1）発電出力が50キロワット未満かつ事業区域の面積が500平方メートル未満の太陽光発電設備を設置する事業及び（2）建築物に太陽光発電設備を設置する事業を除く。）以上となれば、条例の届出等の適用を受けることになります。

Q 3.

抑制区域内において設置できる太陽光発電設備は。

A 3.

次に示すとおりです。

①条例第7条で定める適用除外

②発電出力が50キロワット以上かつ事業区域の面積が500平方メートル未満の太陽光発電設備を設置する事業で、条例第10条第3項に定める事項を満たすもの

ただし、②については、その事業区域に隣接し、又は近接する土地等において、当該事業を実施する日前に事業が実施され、若しくは施行中の場合においては、当該事業の事業区域と既に実施され、若しくは施行中の事業の事業区域との面積を合算して500平方メートル以上となるときには同意しません。

Q 4.

太陽光発電設備の反射光の影響がある場合、同意するのか。

A 4.

太陽光発電設備の反射光、反射熱等による生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある場合、同意しないものとします。